愛知県豊川市予算書

目

次

1	<u> </u>	般	숲	計		1	Ē	Ĩ
---	----------	---	---	---	--	---	---	---

2 特別会計

13	 業	浬 事	整∃	こ画	地区	土:	5 部	川更	豊	(1)
17	 業	里事	整 J	医画	地区	土	尺東	川馬	豊	(2)
21	 業	事	1	場	車	駐	ŧ,	共	公	(3)
25	 険	R	仔	康	•	健	民]	玉	(4)
29	 療	医		者	齢	高		剘	後	(5)
33	 得		ζ	耵		地			土	(6)
37	 業	事	理	管	X	産	財	官	<u> </u>	(7)
41	 業	事	理	管	X	産	財	坂	赤	(8)
45	 業	事	理	管	X	産	財	沢	長	(9)
49	 業	事	理	音	<u>x</u>		產	財	萩	(10)

3 企業会計

 業	事		道	水	(1)
 業	事	道	水	下	(2)
 業	事		院	病	(3)

豊川市一般会計予算

令和6年度豊川市一般会計予算

令和6年度豊川市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 72,370,000 千円と定 める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳 出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第212条第1項の規定に よる継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表継続費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすること ができる事項、期間及び限度額は、「第3表債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方 債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表 地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れ の最高額は、2,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

- 第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項 の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。
 - (1) 各項に計上した報酬、給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不 足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用 令和6年2月21日提出

豊川市長 竹 本 幸 夫

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金	額
1 市 税			千円 29, 090, 840
	1 市 民 税		11, 283, 300
	2 固定資産税		13, 594, 439
	3 軽自動車税		597,100
	4 市たばこ税		1,200,000
	5 特別土地保有税		1
	6 入 湯 税		45,000
	7 都市計画税		2, 371, 000
2 地方譲与	税		617,000
	1 地方揮発油譲与税		140,000
	2 自動車重量譲与税		440,000
	3 森林環境譲与税		37,000
3 利子割交	付金		10,000
	1 利子割交付金		10,000
4 配当割交	付金		200, 000
	1 配当割交付金		200,000
5 株式等譲	渡所得割交付金		100,000
	1 株式等譲渡所得割交付金		100, 000
6 法人事業	税交付金		530,000
	1 法人事業税交付金		530,000
7 地方消費	税交付金		4, 500, 000
	1 地方消費税交付金		4, 500, 000
8 ゴルフ場	利用税交付金		74,000
	1 ゴルフ場利用税交付金		74,000
9 自動車取	得税交付金		1
	1 自動車取得税交付金		1

款	項	金	額
10 環境性能	割交付金		千円 140,000
	1 環境性能割交付金		140,000
11 国有提供	施設等所在市町村助成交付金		15, 772
	1 国有提供施設等所在市町村助成交付金		15, 772
12 地方特例	交付金		1, 114, 001
	1 地方特例交付金		1, 114, 000
	2 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別 2 交付金		1
13 地方交付	税		6,650,000
	1 地方交付税		6,650,000
14 交通安全	対策特別交付金		31,000
	1 交通安全対策特別交付金		31,000
15 分担金及	び負担金		319, 253
	1 負 担 金		319, 253
16 使用料及	び手数料		952,008
	1 使 用 料		587, 287
	2 手 数 料		364, 721
17 国庫支出	金		11, 490, 677
	1 国庫負担金		7, 064, 608
	2 国庫補助金		4, 393, 832
	3 委 託 金		32, 237
18 県支出金			5, 408, 068
	1 県負担金		3, 516, 992
	2 県補助金		1, 566, 978
	3 委 託 金		320, 879
	4 県交付金		3, 219
19 財産収入			481, 156

款	項	金	額
	1 財産運用収入		千円 457,124
	2 財産売払収入		24, 032
20 寄 附	金		1
	1 寄 附 金		1
21 繰 入	金		2, 754, 841
	1 特別会計繰入金		581
	2 基金繰入金		2, 754, 260
22 繰 越	金		700,000
	1 繰 越 金		700, 000
23 諸 収	入		3, 206, 282
	1 延滞金、加算金及び過料		23, 004
	2 市預金利子		100
	3 貸付金元利収入		891, 849
	4 雑 入		2, 291, 329
24 市 債			3, 985, 100
	1 市 債		3, 985, 100
	歳 入 合 計		72, 370, 000

歳 出

款	項	金	額
1 議 会	費		千円 417,277
	1 議 会 費		417, 277
2 総 務	費		7,661,691
	1 総務管理費		6, 466, 196
	2 徴 税 費		752, 536
	3 戸籍住民基本台帳費		339, 637
	4 選 挙 費		1,766
	5 統計調查費		51, 618
	6 監査委員費		49, 938
3 民 生	費		31, 050, 441
	1 社会福祉費		13, 870, 268
	2 児童福祉費		15, 230, 640
	3 生活保護費		1, 948, 933
	4 災害救助費		600
4 衛 生	費		5, 837, 248
	1 保健衛生費		2, 888, 147
	2 清 掃 費		2, 949, 101
5 労 働	費		121, 412
	1 労働諸費		121, 412
6 農林水産	業費		716, 481
	1 農 業 費		643, 808
	2 林 業 費		72, 673
7 商 工	費		2, 022, 871
	1 商 工 費		2, 022, 871
8 土 木	費		5, 822, 041
	1 土木管理費		487, 639

款	項	金	額
	2 道路橋りょう費		千円 1,156,674
	3 河 川 費		353,007
	4 港 湾 費		20,064
	5 都市計画費		3, 353, 608
	6 住 宅 費		451,049
9 消 防	費		2, 444, 737
	1 消 防 費		2, 444, 737
10 教 育	費		8, 300, 343
	1 教育総務費		753, 231
	2 小学校費		2, 321, 403
	3 中学校費		767, 610
	4 社会教育費		1, 366, 640
	5 保健体育費		3, 091, 459
11 災害復旧	費		15, 500
	1 農林水産施設災害復旧費		6,200
	2 土木施設災害復旧費		9, 300
12 公 債	費		5, 156, 451
	1 公 債 費		5, 156, 451
13 諸支出金			2, 763, 507
	1 公営企業費		2, 763, 507
14 予 備	費		40,000
	1 予 備 費		40,000
	歳 出 合 計		72, 370, 000

第2表 継続費

圭心	欬	項	事		業		名	総	額	年	度	年	割	額
4 復	新生費	1保健衛生費				ンゟ		3 88	千円 6,180	令和6	年度	2	37, 5	千円 584
н - -	判工員	1 休健開工員	(仮称) 整備事業費					5,00	0, 100	令和7	7年度	3,6	48,5	596
										令和6	5年度	2	54, 3	300
9 洕	肖防費	1 消 防 費	消改	防築	署事	本業	署費	3, 51	9, 780	令和7	~年度	1,1	13,5	500
										令和8	5年度	2, 1	51, 9	980
10	教育費	5保健体育費	総改	合	体事	育業	館費	1.46	9, 359	令和6	;年度	9	98, (033
104	八 月 頁	5 小庭仲月貢	改	修	事	業	費	1,40	0,000	令和7	7年度	4	71, 3	326

事項		期間	限	度	額
総 合 計 画 等 策 定 委 託 料		令和7年度			千円 8,000
戸 籍 総 合 シ ス テ ム 標 準 化 対 応 業 務 委 託 料		令和7年度			21,934
再 生 資 源 回 収 か ご 配 布 及 び 回 収 委 託 料 (小 坂 井 地 区 除 く)		令和7年度 ~令和9年度			572, 188
豊川稲荷門前基盤整備 基本計画等策定委託料		令和7年度			11,660
御 津 1 区 第 2 期 分 譲 用 地 取 得 事 業 費 補 助 (令 和 6 年 度 補 助 分)		令和7年度 ~令和15年度			56, 358
企 業 再 投 資 促 進 補 助 (令 和 6 年 度 補 助 分)	j	令和7年度			107, 713
総 合 交 通 戦 略 策 定 委 託 料		令和7年度			12, 200
消防緊急通信指令 システム借上料		令和7年度 ~令和12年度			592, 153
東 三 河 消 防 緊 急 通 信 指 令 施 設 負 担 金		令和7年度 ~令和12年度			381, 119

- 9 -

第4表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償 還 の 方 法
公 共 施 設 整 備 事 業 費 (推 進 債)	千円 495, 100	普 通 貸 借	% 年4.0以内(ただ し、利率見直し 方式で借り入れ る場合、利率の 見直しを行った 後においては、 当該利率見直 し後の利率)	政府資金についてはその 融資条件により、銀行その 他の場合にはその債権者と 協定する条件による。ただ し、市財政の都合により、 据置期間及び償還期間を短 縮し、又は繰上償還し、若 しくは低利債に借換えする ことができる。
交通安全施設整備事業費	9, 400	同上	同上	同 上
児童福祉施設整備事業費 (推 進 債)	212,000	同上	同上	同上
保健衛生施設整備事業費 (推 進 債)	222, 800	同上	同上	同 上
商工業振興事業費	14, 600	同上	同上	同 上
道路新設改良事業費	73, 700	同上	同上	同上
橋りょう新設改良事業費	51, 300	同上	同上	同上
橋りょう新設改良事業費 (推 進 債)	20, 500	同上	同上	同上
河川整備事業費	183, 900	同上	同上	同上
港湾施設整備事業費	17,000	同上	同上	同上
都市計画事業費	386, 600	同上	同上	同上
都 市 計 画 事 業 費 (特 例 債)	376, 100	同上	同上	同上
都 市 計 画 事 業 費 (推 進 債)	181, 900	同上	同上	同上
消防施設整備事業費	8,600	同上	同上	同 上
消防施設整備事業費 (推 進 債)	350, 200	同上	同上	同 上
小学校建設事業費	457, 200	同上	同上	同上
中学校建設事業費	89, 200	同上	同上	同上
文化財保護事業費	57, 200	同上	同上	同 上

起	債	Ø	目	的	限	度	額	起債0	0方法	-	利	率	催	¥Ę.	還	の	方	法
社会教育施設整備事業費			業費		149,	千円	又	普通貸借 又は 証券発行		% 年4.0以内(ただ し、利率見直し 方式で借り入れ る場合、利率の 見直しを行った 後においては、 当該利率見直 し後の利率)		融他協し据縮し、置し、	条場す市期、は	「にに条政及は利	よま牛のび澡責りそに都償上に	、のよ合還償	こ 根責るこ 期置 奥る こう しん こう しん こう しん こうしん こうしん こうしん いいしん いいしん しん しん いいしん しん いいしん いいしん いい	
保侨	建体育	施設整	備事	業費		525,	200	同	1		司	Ŀ	同					Ŀ
保依 (建体育 特	施設整 例	後備事 債	業費)		103,	500	同	上		司	Ŀ	回					Ŀ
		計			3,	985,	100											

- 12 -

豊川市東三河都市計画事業豊川西部 土地区画整理事業特別会計予算

令和6年度豊川市東三河都市計画事業豊川西部土地区画整理事業

特別会計予算

令和6年度豊川市の東三河都市計画事業豊川西部土地区画整理事業特別会 計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 208,800 千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳 出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規 定による一時借入金の借入れの最高額は、200,000千円と定める。

令和6年2月21日提出

豊川市長 竹 本 幸 夫

第1表 歳入歳出予算歳 入

款	項	金	額
1処分:	金		千円 46,010
	1 処 分 金		46,010
2 使用料及	び手数料		124
	1 手 数 料		124
3 繰 入	金 金		85,000
	1 他会計繰入金		85,000
4 繰 越			77, 665
	1 繰 越 金		77, 665
5 諸 収	入		1
	1 市預金利子		1
	歳 入 合 計		208, 800

歳 出

款	項	金額	
1総務	費	99	千円 2
	1 管 理 費	99	2
2 事 業	費	207,00	18
	1 工 事 費	207,00	8
3公債	費	50	0
	1 公 債 費	50	0
4予備	費	30	0
	1 予 備 費	30	0
	歳 出 合 計	208, 80	0

- 16 -

豊川市東三河都市計画事業豊川駅東 土地区画整理事業特別会計予算

令和6年度豊川市東三河都市計画事業豊川駅東土地区画整理事業

特別会計予算

令和6年度豊川市の東三河都市計画事業豊川駅東土地区画整理事業特別会 計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,341,000 千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳 出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れ の最高額は、200,000千円と定める。

令和6年2月21日提出

豊川市長 竹 本 幸 夫

第1表 歳入歳出予算歳 入

款	項	金	額
1処分:	金		千円 13,610
	1 処 分 金		13, 610
2 使用料及	び手数料		68
	1 手 数 料		68
3 繰 入	金 金		1, 297, 321
	1 他会計繰入金		1, 297, 321
4 繰 越			30, 000
	1 繰 越 金		30, 000
5 諸 収	入		1
	1 市預金利子		1
	歳 入 合 計		1, 341, 000

歳 出

款	項	金	額
1総務	費		千円 915
	1 管理費		915
2 事 業	費		1, 339, 285
	1 工 事 費		1, 339, 285
3公債	豊 貞		500
	1 公 債 費		500
4予備	豊 貞		300
	1 予 備 費		300
	歳 出 合 計		1, 341, 000

第2表 債務負担行為

事							項	期	間	限	度	額
建	物	等	移	転	補	償	金	令和7年度	~令和8年度			千円 413,636

豊川市公共駐車場事業特別会計予算

令和6年度豊川市公共駐車場事業特別会計予算

令和6年度豊川市の公共駐車場事業特別会計の予算は、次に定めるところ による。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 131,200千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳 出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定に より起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率 及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

令和6年2月21日提出

豊川市長 竹 本 幸 夫

第1表 歳入歳出予算歳 入

款	項	金	額
1 事業費収	入		千円 75, 151
	1 使 用 料		75, 151
2 国庫支出:	金 金		10, 900
	1 国庫補助金		10, 900
3 財産収入			342
	1 財産運用収入		342
4 繰 入	金 金		14, 600
	1 基金繰入金		14, 600
5 繰 越	金 金		105
	1 繰 越 金		105
6諸収	λ		2
	1 市預金利子		1
	2 雑 入		1
7 市 債			30, 100
	1 市 債		30, 100
	歳 入 合 計		131, 200

歳 出

款	項	金	額
1総務	費		千円 118,843
	1 管 理 費		118, 843
2 公 債	費		11, 357
	1 公 債 費		11, 357
3 予 備	費		1,000
	1 予 備 費		1,000
	歳 出 合 計		131, 200

第2表 地方債

起	債	Ø	目	的	限	度	額	起債の方法	利	率	償 還 の 方 法
駐	車 場	整 備	事	業費		30,	千円	普通貸借又は証券発行	し方る見後当	% 内(ただ 率 り 利 行 て 見 入 率 う 和 本 う 和 率)	政府資金についてはその 融資条件により、銀行その 他の場合にはその債権者と 協定する条件による。ただ し、市財政の都合により、 据置期間及び償還期間を短 縮し、又は繰上償還し、若 しくは低利債に借換えする ことができる。
		計				30,	100				

豊川市国民健康保険特別会計予算

令和6年度豊川市国民健康保険特別会計予算

令和6年度豊川市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところに よる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 15,834,400 千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳 出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規 定による一時借入金の借入れの最高額は、300,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

- 第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項 の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。
 - (1) 各項に計上した報酬、給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不 足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用
 - (2) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同
 一款内でのこれらの経費の各項の間の流用
 令和6年2月21日提出

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金	額
1 国民健康	保険料		千円 3,321,542
	1 国民健康保険料		3, 321, 542
2 国民健康	保険税		45
	1 国民健康保険税		45
3 使用料及	び手数料		1
	1 手 数 料		1
4 国庫支出	金		396
	1 国庫補助金		396
5 県支出金			10, 853, 485
	1 県補助金		10, 853, 485
6 財産収入			1,216
	1 財産運用収入		1,216
7 繰 入	金		1, 218, 592
	1 他会計繰入金		1, 218, 592
8 繰 越	金		405,000
	1 繰 越 金		405,000
9 諸 収	λ		34, 123
	1 延滞金及び過料		10,002
	2 市預金利子		10
	3 雑 入		24, 111
	歳 入 合 計		15, 834, 400

款	項	金	額
1 総 務	費		千円 188, 701
	1 総務管理費		170, 362
	2 徴 収 費		18, 100
	3 運営協議会費		239
2 保険給付	費		10, 808, 850
	1 療養諸費		9, 391, 445
	2 高額療養費		1, 357, 585
	3 移 送 費		90
	4 出産育児諸費		49,000
	5 葬祭諸費		10, 600
	6 結核医療付加金諸費		30
	7 傷病手当金諸費		100
3 国民健康	保険事業費納付金		4, 640, 160
	1 医療給付費分納付金		3, 170, 149
	2 後期高齢者支援金等分納付金		1, 100, 720
	3 介護納付金分納付金		369, 291
4 保健事業	典 貝		166, 566
	1 特定健康診查等事業費		135, 748
	2 保健事業費		30, 818
5 基金積立			1,216
	1 基金積立金		1,216
6公債	費		1
	1 公 債 費		1
7 諸支出金			20,906
	1 償還金及び還付加算金		20, 906
8予備	費		8,000

款	項	金额
		千円
	1 予 備 費	8,000
	歳 出 合 計	15, 834, 400

豊川市後期高齢者医療特別会計予算

令和6年度豊川市後期高齢者医療特別会計予算

令和6年度豊川市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところ による。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,859,600千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳 出予算」による。

令和6年2月21日提出

第1表 歳入歳出予算 歳 入

款	項	金	額
1 後期高齢	者医療保険料		千円 3, 096, 743
	1 後期高齢者医療保険料		3, 096, 743
2 繰 入	金 金		667, 401
	1 他会計繰入金		667, 401
3 繰 越	金 金		1
	1 繰 越 金		1
4 諸 収	入		95, 455
	1 延滞金及び過料		2
	2 償還金及び還付加算金		4, 930
	3 市預金利子		20
	4 受託事業収入		90, 473
	5 雑 入		30
	歳 入 合 計		3, 859, 600

款	項	金	額
1 総務	費		千円 36,036
	1 総務管理費		27, 106
	2 徴 収 費		8, 930
2 後期高齢	者医療広域連合納付金		3, 719, 492
	1 後期高齢者医療広域連合納付金		3, 719, 492
3 保健事業	費		98, 141
	1 保健事業費		98, 141
4 諸支出金			4, 931
	1 償還金及び還付加算金		4, 930
	2 繰 出 金		1
5 予 備	費		1,000
	1 予 備 費		1,000
	歳 出 合 計		3, 859, 600

— 32 —

豊川市土地取得特別会計予算

令和6年度豊川市土地取得特別会計予算

令和6年度豊川市の土地取得特別会計の予算は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 368,000 千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳 出予算」による。

令和6年2月21日提出

第1表 歳入歳出予算歳 入

款	項	金	額
1 基金借入;	金		千円 366,000
	1 基金借入金		366,000
2 財産収入			591
	1 財産運用収入		581
	2 財産売払収入		10
3 繰 越	金		1,407
	1 繰 越 金		1,407
4 諸 収	入		2
	1 市預金利子		1
	2 雑 入		1
	歳 入 合 計		368, 000

款	項	金	額
1 事 務	費		千円 80
1 + 477			
	1 事 務 費		80
2 土地取得	費		367,139
	1 土地取得費		367, 139
3 諸支出金			581
	1 土地開発基金費		1
	2 他会計繰出金		580
4予備	費		200
	1 予 備 費		200
	歳 出 合 計		368,000

- 36 -

豊川市一宮財産区管理事業特別会計予算

令和6年度豊川市一宮財産区管理事業特別会計予算

令和6年度豊川市の一宮財産区管理事業特別会計の予算は、次に定めると ころによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 600 千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳 出予算」による。

令和6年2月21日提出

第1表 歳入歳出予算歳 入

款	項	金	額
1 財産収入			千円 71
	1 財産運用収入		69
	2 財産売払収入		2
2 繰 入	金 金		141
	1 基金繰入金		141
3 繰 越			387
	1 繰 越 金		387
4 諸 収	Л		1
	1 市預金利子		1
	歳 入 合 計		600

款	項	金 額
	·	千円
1 総 務	費	500
	1 総務管理費	500
2 予 備	 費	100
	1 予 備 費	100
	歳 出 合 計	600

- 40 -

豊川市赤坂財産区管理事業特別会計予算

令和6年度豊川市赤坂財産区管理事業特別会計予算

令和6年度豊川市の赤坂財産区管理事業特別会計の予算は、次に定めると ころによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2,600 千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳 出予算」による。

令和6年2月21日提出

第1表 歳入歳出予算歳 入

款	項	金	額
1 県支出金			千円 1
	1 県補助金		1
2 財産収入			804
	1 財産運用収入		802
	2 財産売払収入		2
3 繰 入	金 金		10
	1 基金繰入金		10
4 繰 越			1,447
	1 繰 越 金		1,447
5 諸 収	入		338
	1 市預金利子		1
	2 雑 入		337
	歳 入 合 計		2,600

款	項	金額
1 総 務	費	千円 2,500
	1 総務管理費	2, 500
2 予 備	費	100
	1 予 備 費	100
	歳 出 合 計	2,600

-44 -

豊川市長沢財産区管理事業特別会計予算

令和6年度豊川市長沢財産区管理事業特別会計予算

令和6年度豊川市の長沢財産区管理事業特別会計の予算は、次に定めると ころによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,100千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳 出予算」による。

令和6年2月21日提出

第1表 歳入歳出予算歳 入

款	項	金	額
1 県支出金			千円 1
	1 県補助金		1
2 財産収入			29
	1 財産運用収入		27
	2 財産売払収入		2
3 繰 入	金 金		1,400
	1 基金繰入金		1,400
4 繰 越	金 金		1,668
	1 繰 越 金		1,668
5 諸 収	Л		2
	1 市預金利子		1
	2 雑 入		1
	歳 入 合 計		3,100

款	項	金額
1 総 務	費	千円 3,000
	1 総務管理費	3, 000
2 予 備	費	100
	1 予 備 費	100
	歳 出 合 計	3, 100

- 48 -

豊川市萩財産区管理事業特別会計予算

令和6年度豊川市萩財産区管理事業特別会計予算

令和6年度豊川市の萩財産区管理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,700千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳 出予算」による。

令和6年2月21日提出

第1表 歳入歳出予算歳 入

款	項	金	額
1 県支出金			千円 1
	1 県補助金		1
2 財産収入			327
	1 財産運用収入		325
	2 財産売払収入		2
3 繰 入	金 金		3, 280
	1 基金繰入金		3, 280
4 繰 越	金 金		4,090
	1 繰 越 金		4,090
5 諸 収	Л		2
	1 市預金利子		1
	2 雑 入		1
	歳 入 合 計		7,700

歳 出

款	項	金額
1総務	費	千円 7,600
	1 総務管理費	7,600
2 予 備	費	100
	1 予 備 費	100
	歳 出 合 計	7, 700

-52 -

豊川市水道事業会計予算

第13号議案

令和6年度豊川市水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和6年度水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)	給	水	人		185,600 人
(2)	給	水	戸	数	82,510 戸
(3)	年間	訂 総	給 水	量	21, 329, 000 m ³
(4)	一日	平均	了給水	量	58, 436 m ³
(5)	主要	な建設	战良事	事業	
	當	業用該	於備整備	#事業	395,346千円
	配	水 管	布 設	事 業	1,216,895千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	入	収		
3,727,776千円			事業収益	第1款 水道
3,334,695 千円		益	業収	第1項 営
393,054 千円		益	業外収	第2項 営
27 千円		益	別利	第3項 特
	出	支		
3,366,612千円			事業費用	第1款 水道
3,301,205 千円		用	業費	第1項 営
58,927千円		用	業外費	第2項 営
1,480千円		失	別損	第3項 特
5,000千円		費	備	第4項 予

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的 支出額に対し不足する額1,610,800 千円は、減債積立金100,000 千円、建設改良積立 金100,000 千円、過年度分損益勘定留保資金908,536 千円、当年度分損益勘定留保資 金370,200 千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額132,064 千円で 補てんするものとする。)。

	収	入	
第1款 資本的収入			319,626千円
第1項負 担 金			319,497千円
第2項 固定資産売却代金			129千円
	支	出	
第1款 資本的支出	支	出	1,930,426 千円
第1款 資本的支出 第1項 建 設 改 良 費	支	出	1, 930, 426 千円 1, 703, 560 千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事 業 名	総額	年 度	年 割 額
		合选水相	千円	令和6年度	千円 0
1 資本的支出	1 建設改良費	 一宮浄水場 中 央 監 視 制 御 装 置 更新事業費 	347, 490	令和7年度	210, 600
		文利中未負		令和8年度	136, 890

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定め

る。

事項	期間	限度額
水道料金収納業務 等包括業務委託料	令和7年度 ~ 令和11年度	千円 942,453

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

- 第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定 める。
 - (1) 収益的支出
 第1項 営 業 費 用
 第2項 営 業 外 費 用
 第3項 特 別 損 失
 - (2) 資本的支出 第1項 建設改良費 第2項 企業債償還金

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

- 第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用 し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なけれ ばならない。
 - (1) 職員給与費

349,588千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、9,460千円と定める。

令和6年2月21日提出

- 56 -

豊川市下水道事業会計予算

第14号議案

令和6年度豊川市下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和6年度下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

- 第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。
 - (1) 処理区域内人口
 166,100人

 (2) 水洗化人口
 155,600人

 (3) 年間総処理水量
 18,616,000 m³
 - (4) 一日平均処理水量 51,003 m³
 - (5) 主要な建設改良事業
 特定環境保全公共下水道汚水管渠整備事業
 公共下水道汚水管渠整備事業
 827,858千円
 雨水管渠整備事業
 196,961千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

r [\ \

	収	人	
第1款 下水道事業収益			4,283,604 千円
第1項 営 業 収	益		2,910,769 千円
第2項 営 業 外 収	益		1,372,827 千円
第3項 特 別 利	益		8千円
	支	出	
第1款 下水道事業費用			4,288,859千円
第1項 営 業 費	用		4,161,919 千円
第2項 営 業 外 費	用		124,026 千円
第3項 特 別 損	失		1,914千円
第4項 予 備	費		1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支 出額に対し不足する額1,468,142千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調 整額 111,441 千円、当年度分損益勘定留保資金1,146,965 千円、繰越利益剰余金処分 額209,736千円で補てんするものとする。)。

			収	入	
第1款 資	資本 的	収入			2,106,982千円
第1項	企	業	債		1,341,700 千円
第2項	負担金	及び分	担金		97,749千円
第3項	固定資	産売刦	1代金		1千円
第4項	出	資	金		124,190千円
第5項	補	助	金		543,342千円
			支	出	
第1款 資	译本 的	支 出			3,575,124千円
第1項	建設	改員	良 費		2,223,688 千円
第2項	企業	債 償	還金		1,351,436千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度額
水道料金収納業務 等包括業務委託料	令和7年度 ~ 令和11年度	千円 57,955

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定め

Z	
\sim	0

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道事業費	千円	 普通貸借 又は 証券発行 	% 年4.0以内(た だし、利率見直し 方式で借り入れ る場合、利率の見 直しを行った後 においては、当該 利率見直し後の 利率)	政府資金については その融資条件により、 銀行その他の場合には その債権者と協定する 条件による。ただし、企 業財政の都合により、 据置期間及び償還期間 を短縮し、又は繰上償 還し、若しくは低利債 に借換えすることがで きる。
計	1, 341, 700			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、800,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

- 第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定 める。
- (1) 収益的支出 第1項 営業費用 第2項 営業外費用

第3項 特別損失

- (2) 資本的支出
 第1項 建設改良費
 第2項 企業債償還金
 (議会の議決を経なければ流用することのできない経費)
- 第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用 し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なけれ ばならない。
- (1) 職員給与費 243,760千円

(他会計からの補助金)

第10条 下水道事業の健全な財政運営に資するため、一般会計からこの会計へ補助を 受ける金額は、24,382千円である。

(利益剰余金の処分)

- 第11条 繰越利益剰余金 724,896 千円のうち、209,736 千円は、次のとおり処分する ものと定める。
 - (1) 資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額の補てん 209,736千円
 令和6年2月21日提出

- 60 -

豊川市病院事業会計予算

第15号議案

令和6年度豊川市病院事業会計予算

(総 則)

- 第1条 令和6年度病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。 (業務の予定量)
- 第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)	病	床	数		501 床
(2)	年間入	院患者	数		153,665 人
(3)	年間外	来 患 者	数		284,796 人
(4)	一日平均	入院患者	数		421 人
(5)	一日平均	外来患者	数		1,172 人
(6)	主要な建	設改良事	業		
	機械器	具整備事	業		530,010 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収		

第1款 兆	苪 院	事 業	収益	È	19,303,210千円
第1項	医	業	収	益	17,535,581 千円
第2項	医	業外	• 収	益	1,760,152 千円
第3項	特	別	利	益	7,477千円
				支	出
第1款 兆	苪 院	事業	費月]	20,410,983 千円
第1項	医	業	費	用	19,839,990 千円
第2項	医	業外	· 費	用	504,992 千円
第3項	特	別	損	失	65,001 千円
第4項	予	備		費	1,000 千円

入

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が 資本的支出額に対し不足する額 985,337 千円は、過年度分損益勘定留保資金 983,930 千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 1,407 千円 で補てんするものとする。)。

収 入 第1款 資本的収入 1,099,975千円 第1項企業 507,000千円 債 第2項 負 担 591,728千円 金 第3項 固定資產売却代金 10千円 1,217千円 第4項補助 金 第5項投資回収金 10千円 第6項 寄 附 10 千円 余 支 出 第1款 資本的支出 2,085,312千円 第1項 建設改良費 600,895千円 第2項 企業債償還金 1,183,457千円 第3項 投 資 300,960千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおり と定める。

事項	期 間	限度額
I S O 認 定 取 得 支 援 業 務	令和7年度	千円 2,750
総 合 医 療 情 報 シ ス テ ム 更 新 支 援 業 務	令和7年度~令和9年度	74,800

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおり と定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
機 械 器 具 整 備 事 業 費	千円	普 通 貸 借 又 券 発 行	% 年4.0以内(た し、 利で合、 た し 方 る 場 直 し お 率 っ は 、 利 で 合、 を し た る 見 の 、 で 合、 の (た 直 入 率 の り の (た 直 の の の (た 直 の の の の の の の の (た 直 の の の の の の の の の の の の の の の の の の	政府資金については、 政府資条他によって、 の融の他者のによって、 その行行債よの都でして、 などの都びしたにより、 開始しては をした、 により間 にして、 の の の の の の の の の 都 の で し 、 、 に よの の 都 び に より の 都 で に より の 都 で に より 、 、 た に より の 都 で に より の 都 で に より 、 、 た に より 、 、 た に より の 都 で に より 、 、 た に より 、 、 た に より 、 、 た に より 、 、 た に より 、 、 た に より 、 間 に し 、 、 た に より の 都 び ば は 長 に より 、 た に より 、 間 に より に 、 、 に に より に し 、 、 に よ の 都 び に より に し 、 、 に より に し 、 、 に より 間 に し 、 、 に より 、 、 に よう る こ た に より 間 に し 、 、 に より に し 、 、 に より 、 間 に こ 、 、 に よ う で こ と が で こ と が で こ と が で 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、
計	507,000			

(一時借入金)

- 第7条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。
 - (予定支出の各項の経費の金額の流用)
- 第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとお りと定める。
- (1)収益的支出第1項 医業費用第2項 医業外費用第3項 特別損失
- (2) 資本的支出
 第1項 建設改良費
 第2項 企業債償還金
 第3項 投
 資

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

- 第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額 に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議 決を経なければならない。
- (1) 職員給与費
- (2) 交際費

10,164,568 千円 200 千円

(たな卸資産購入限度額)

- 第10条 たな卸資産の購入限度額は、3,357,250千円と定める。 (重要な資産の取得)
- 第11条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種類	名 称	数量
	多目的デジタルX線TVシステム	一 式
器 械 備 品	麻酔システム	一 式
	薬局部門システム関連機器	一式

令和6年2月21日提出

- 64 -